

会議録

会議の名称	第3回西東京市中小企業等資金融資検討委員会
開催日時	平成23年9月21日 午後2時から午後3時40分まで
開催場所	防災センター6階 講座室1
出席者	委員：岩崎哲二委員長、宮寺勝美副委員長（欠席）、大阿久博委員、小原伯夫委員、亀山和秀委員、山本芳昭委員 事務局：（産業振興課）萱野洋 産業振興課長、増岡利典 商工係長、菅原英臣 商工係主事、芝崎由利子 商工係主事
議題	(1) 反社会的勢力の取扱いについて (2) 新融資制度の骨格案について (3) 創業支援・経営革新相談センターの活用方策の検討 (4) 新融資制度の融資利率等について (5) その他
会議資料の名称	・事前配布資料 第2回会議録（案） ・当日配布資料 資料1 西東京市中小企業等資金融資検討委員会第3回委員会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会前に、人事異動に伴い山本新委員に依頼状が交付された。）</p> <p>1 開会 各委員へ事前に送付済みの資料について、資料の不足等がないか確認を行った。</p> <p>○委員長： 定足数に達しているので、会議を開会する。</p> <p>2 第2回会議録（案）の確認 ○委員長： 事前に事務局から送付されているものは発言確認用のため、発言者の名前が入っている。発言の修正があればお願いしたい。</p>	

→委員より修正の指摘（1箇所）あり

○委員長：

それでは、事務局にてそのように修正願う。そのほかになれば、これで確定とする。事務局にて委員名を伏せた上で、情報公開の手続きをお願いします。

3 議題

(1) 反社会的勢力の取扱いについて

○委員長：

引き続き、本日の議題へと進む。(1) 反社会的勢力の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

「資料1-1 反社会的勢力の取扱いについて」を説明。現時点では、反社会的勢力であることが判明した場合には、融資対象からの除外や融資の取消しができる条項を設けることで対応したいと考えている。

○委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。

○A委員：

市でデータベースを持つのは不可能だと思う。市や各金融機関で規定を設けることで、予防につながると思う。

○B委員：

そのようなケースが可能性としてある場合には、関係者は判明した事実を報告するといった取扱い上のルールがあってもよいと思った。

○委員長：

それでは、(1)については、事務局の対応案で進めていくこととする。

(2) 新融資制度の骨格案について

○委員長：

引き続き、(2) 新融資制度の骨格案について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

「資料1-2 新融資制度の骨格案について」を説明。

※資料中の制度名における（仮称）の表記は、以下省略する。

○委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。

○C委員：

新たに創設予定の創業資金について、融資限度額が普通事業資金の2分の1となっている根拠はあるか。

○事務局：

他の自治体の状況をみると、満額のところもあれば半額程度のところもある。創業して1年が経過すれば普通事業資金や小規模企業者事業資金を利用できるので、まずは半額程度で提案させていただいた。

○C委員：

新しく創設する制度なので、積極的に利用して欲しいと思う。融資限度額を半額にすることで利用件数が減ってしまうならば本末転倒なので、普通事業資金と同等にすべきだと思う。そもそも、創業にどれくらいの資金が必要なのかデータはあるのか。

○事務局：

今回はそこまでの試算はしていない。

○B委員：

運転資金の場合には、事業計画では通常3か月分程度で試算するので、1か月100万円では3か月では300万円程度のイメージである。設備資金では、業種によるが新しい機材を入れて創業する場合には、500万円では賄いきれない事業者が出る可能性も考えられる。市の融資制度では賄いきれない事業者の場合、国や都の制度との併用になると思う。

○事務局：

第2回委員会での資料において提示した数値として、事業資金の申込平均額が534万円、実行平均額が491万円でありおおむね500万円の利用である。創業の場合はプラスアルファの金額が必要かもしれないが、参考にしていただきたい。創業資金では創業時に必要な分の額を設定させていただき、1年経過してさらに必要であれば、そこで新たに借入れしていただくことを考えている。

○C委員：

1年経過してまた新たに申し込むとなると、借りる側にとっては面倒だと思う。それならば、創業時にある程度の額を融資した方がよいと思う。

○事務局：

創業資金を借入れして1年経過すれば、普通事業資金や特別対策運転資金（継続させる場合）の借入れも可能であることを想定しており、最大で2,500万、創業資金と普通事業資金だけでも最大で2,000万円の借入れができることになる。対して、1年以上事業を営んでいる既存事業者については最大1,000万円の借入れとなるため、不公平感はないか考えた。また、創業にはリスクを伴うため、創業時に満額融資すること

が適切かどうかということもある。さらに、今回の新たな資金創設は行政のセーフティネットの基礎を整備することを考えているので、創業資金についてはセーフティネットであるとともに産業振興の促進策であることも勘案した。

今回の提案では、創業資金を普通事業資金の半額にしたが、創業資金の融資限度額を普通事業資金と同額にして、2度目に借りる際に普通事業資金の限度額を半額に制限するといった方法も考えられる。

○B委員：

創業資金を受けた方が、その後1年程で次の融資を申し込んだ場合、事業が順調に伸びているケースであれば追加融資も可能かもしれないが、そうでない傾向となった場合、2回目の申請のハードルが高くなってしまう。リスクの面を考えると、1回目の時に2年目以降も事業を継続できるようにある程度の資金が調達できると安心できると思う。結論として、1年目のハードルを少し上げて、2年目の金額を制限してもよいと思う。

○A委員

財務の健全さの面からすれば、創業時から負債を負うのは好ましいことではない。起業して収益の中から返済していくことを考えれば、負債額があまり過大だと本人のためにならないと思う。その一方で都の制度融資にも創業資金があるので、市の制度融資の融資条件をより有利にすることで、利用が増えると思う。

○D委員：

申込額については、業種等によって変わってくるが、さらに金融機関や保証協会が自己資金や事業計画を審査することによって最終的な融資額が変わってくる。リスクを負う立場の金融機関や保証協会の審査の枠内、あるいは西東京市の予算の枠内で縛ってよいと思う。

○E委員：

前回の委員会の中で自己資金の要件についての話が出たが、事務局の提案としては特に問わないということではいか。

○事務局：

現時点では検討課題であって具体的な設定については考えていない。自己資金の要件については(3) 創業支援・経営革新相談センターの活用方策の検討において議題となってくるが、一定程度公的な資格を有した方に指導・助言していただくことを考えており、自己資金の比率が適当であるかといったチェックをしていただくことを想定していた。もう一つ、事務局案として、創業資金と普通事業資金については一方が満額であればもう一方は半額にする提案をさせていただいたが、いかがか。1年以上事業を営んでいる市内の既存事業者の立場からして、創業から借入れする事業者が倍借りられることに対する不公平感はないだろうか。

○B委員：

1年目に融資を受けた方が、2・3年目にさらに融資を受けているという話はあまり聞いたことがない。返済中の方がほとんどである。創業資金を借入れした方の2回目・3回目の融資はどれくらいのタイミングが多いのだろうか。

○A委員：

統計はないが、申し出があれば相談に応じる。創業時から事業支援を続けている事業者の場合、次の展開をみて新たな資金を勧めることはある。

○B委員：

江戸川区の場合、創業資金を受けて約1年半後に状況確認をするが、私の経験では新たな融資を受けている事業者はほとんどいなかった。

○C委員：

事務局からの説明で、創業資金と普通事業資金を借入れする場合の不公平感についての話があったが、アンフェアではいけないのか。本件においてはフェアに拘るとかえって制度が膠着してしまう。

○B委員：

創業時の事業計画のチェックを厳密にするとといった対応の仕方です。事前のリスク回避は可能であると思う。事業計画の提出や事前の創業支援センターの利用と絡めていくことができると思う。

○A委員：

制度は利用者に分かりやすくシンプルにしていきたい。
また、前回話に出た融資の一本化についてはいかがか。

○事務局：

今回は事務的に速やかな対応が難しいこと、また、融資制度の基礎固めを考えているので、その点については現行のままにさせていただきたい。

○A委員：

多くの事業者は繰上返済ができないのが現状である。また、次に申請した時に保証が下りなかった場合の不安もある。

○事務局：

認識は持っており、今後の検討課題とさせていただきたい。

○B委員：

利用者に対して今回の創業資金の魅力を出すことを考えると、融資限度額、自己資金の要件、利息と信用保証料助成がインパクトのあるところだと思う。自己資金要件が金額と連動してきてもよいと思う。

○A委員：

創業資金の制度によっては、融資額と自己資金が同額のものもある。

○事務局：

調査の結果、多摩地域の自治体では、1市を除いて創業資金に自己資金要件を設けていない。過去に設けていたところも、制度改正をして自己資金要件を外している。創業支援センターで事業計画に見合った自己資金の確認が可能であれば、特に要件を設けなくても対応できると考える。

○委員長：

事務局案では自己資金要件を設けない方向であるので、その中で金額が妥当であるか結論を出していきたい。事務局から、創業資金から借入れする方とそうでない方で金額に不公平が生じてしまうのでよくないのではないかという意見と、C委員から、創業を後押しする動きが出るためのよいのではないかという意見が出ているが、その点について委員の皆様からのご意見をお願いしたい。

○A委員：

C委員と同様で不公平感はあまり感じない。あっせんする立場からすれば不公平なのかもしれないが、返済見込みがあるのであれば、利用していただいてよいと思う。

○D委員：

私も不公平感は感じない。創業時に必要額を融資しなければその後事業者が苦勞すると思う。支援というスタンスからしてもその方がよいと感じる。創業資金を借入れして次に融資を申し込んだ際に満額借りられるとは限らないので、不公平感から判断すべき事柄ではないと思う。

○B委員：

私も不公平という切口から判断しなくてもよいと思う。むしろ2年目以降の追加融資のハードルが高くなってしまうので、実際に利用可能だとしても利用できる人がどれだけいるのかということになる。1年目に今後に向かってスタートできるような態勢ができていれば、2年目以降の融資を想定しなくても頑張れる事業者が出てくると思う。

○委員長：

事務局はいかがか。

○事務局：

普通事業資金と同等のかたちで、再度制度設計をさせていただきたい。

○委員長：

それでは、(2)の議案については事務局案の創業資金の部分に修正を加えるということで合意事項としたいが、よろしいか。

○全委員：
異議なし

(3) 創業支援・経営革新相談センターの活用方策の検討

○委員長：
それでは、引き続いて、(3) 創業支援・経営革新相談センターの活用方策の検討について事務局から説明をお願いします。

○事務局：
「資料1-3 創業支援・経営革新相談センターの活用方策の検討について」を説明。

○委員長：
今の説明について質疑があればお願いしたい。

○B委員：
資料の中の江戸川区の創業資金融資の事例について、手続き時間として2～3か月の時間を要するとあるが、最大でこの程度の時間がかかる可能性がある。どこで時間がかかるかについては、申込み後約1週間で経営診断員の元に書類が送られてきた後、診断員が申込者とコンタクトを取って診断をするが、その過程で要する時間だと思う。診断員が書類を受け取ってから処理するのに時間を要し、さらに、面会日が遅くなればそこで時間を要する。

○C委員：
創業支援センターについて、多摩地域では西東京市が唯一設置している自治体である理由は何か。

○事務局：
センターについては、市が平成14年度に商工会への補助事業として開設した。当時は商工会が田無と保谷に分かれていたが、商工会も一つにしようという契機の中だった。商工会を統一化しようという狙いと新しく誕生した西東京市が創業を支援しようという発想だったと思う。

○C委員：
創業を支援していこうという発想は、他市にはなかったということか。

○事務局：
むしろ商工会あるいは商工会議所の所管業務である。そのため、市からの補助がなくても相応にされていたと思うが、さらに強力でバックアップしようというのが当時の西東京市の考え方だったと思う。

○B委員：

開設時のことは詳しく分からないが、西東京市の場合には開設するに相応しい理想的な場所があったこともスムーズに事が進んだきっかけだったと思う。

○事務局：

ハードとソフト両面の条件が揃ったということだと思う。

○委員長：

他になければ、センターの活用方策については事務局の提言のとおり取りまとめたと思うが、よろしいか。

○全委員：

異議なし

○事務局：

それでは、創業資金創設にあたってのセンターの関わり方については、資料1-3(3) ア～ウのとおり提言していくことにする。

ア 創業計画書作成にあたっての経営診断と創業後の経営指導

イ 創業資金融資の受付

ウ 経営指導、受付等行う場合の経費は市がセンターに対して補助や委託等で負担する。

(4) 新融資制度の融資利率等について

○委員長：

引き続いて、(4) 新融資制度の融資利率等について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

「資料1-4 新融資制度の融資利率等について」を説明。

○委員長：

今の説明について質疑があればお願いしたい。

○C委員：

利率を見直すのは年1回なのか。

○事務局：

現時点ではそのように考えている。

○D委員：

既に融資実行している分については固定金利であって、新規実行については1年に1回見直すということか。

○事務局：

そうである。

○D委員：

すべての融資制度が100パーセントの信用保証であるか。

○事務局：

小規模企業者事業資金のみ全国統一の保証制度で責任共有制度の対象外を想定している。その他の制度は責任共有制度の対象と考えている。

○B委員：

融資利率、利子補給率、信用保証料助成割合については、異論はない。自己資金要件について後程意見を述べたい。

○委員長：

異論はないということで、融資利率、利子補給率、信用保証料助成割合については事務局の原案どおりでよろしいか。

○全委員：

異議なし

○委員長：

B委員から自己資金要件についてご意見をお願いしたい。

○B委員：

自己資金要件について、事務局側では考えていないのか。

○事務局：

そうである。

○B委員：

具体例を挙げると、設備資金の融資限度額が500万円で自己資金要件がないとすると、自己資金が0円でも500万円借りられる可能性がある。一方で、設備資金の融資限度額が1,000万円で自己資金要件が2分の1だとすると、実際は500万円の自己資金がないと申し込めなくなってしまうので、融資や創業を諦める事業者も出る可能性がある。融資額を上げる際に自己資金要件を設定しておく、リスク回避や創業者の事前の慎重な検討につながると思う。

○C委員：

自己資金要件を一律にせず、案件ごとに対応した方がよいと思う。

○B委員：

最初から明確な自己資金額を設定せずに審査でチェックするようなケースも出てきていると思う。ただし、申し込む側からすればどれくらいの額が基準なのか分からずに自己資金0円で申込みをする事業者がいるのも現実である。

○C委員：

株式会社を設立することが0円でも可能になったように国は起業を推進していると思われる。個別の案件でリスクは異なるので、リスクを管理する制度をどうにかすればよいことであり、リスク自体を見る制度を創設するのが現実的だと思う。

○A委員：

設備資金であれば償却期間の中で返済可能で、かつ、事業計画が妥当であれば理論上はよいが、計画は現実と合致しないことがあるので、そのリスクは自己資金で賄う必要がある。幅を持たせた状態で営業しないと現実的に厳しい。個々の案件について借入金額や期間や事業計画をみてアドバイスするしかない。

○C委員：

アドバイスが重要である。創業支援センターの活用とも関わってくるが、アドバイスがしっかり出来るのであれば自己資金要件で縛る必要はないと思う。

○事務局：

創業資金を使いやすくしたい一方でリスクを回避しなければならない。創業支援センターを有効に活用して、まずは健全な事業計画を作成していただくと考えている。そして、金融機関で実際に融資が成立するかどうかご検討いただきたい。

○A委員：

創業支援センターと融資をする立場としての金融機関の見方が同等の目線であれば差異はそれ程出ないはずなので、融資までの流れがスムーズに進むと思う。信用保証協会の審査で減額になることもある。減額になって事業を縮小する場合には、事業計画を最初から見直さなければならないという問題も出てくる。

○委員長：

創業支援センターの活用についての議題に戻るが、センターにおいて金融機関の目線に近いかたちで審査が可能であることを検証した上で、事業計画の指導等の役割を担うということによろしいか。また、自己資金要件については案件ごとにリスクの度合いも異なるので一律に設ける必要はないというご意見もあったので、事務局の原案どおりの承認ということによろしいか。

○全委員：

異議なし

○委員長：

それでは、以上で本日の議事を終了する。

(5) その他

○委員長：

「その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

本年度の検討委員会は今回で終了となる。最終的に本検討委員会での検討結果を報告書として、取りまとめ市長に報告する予定である。事務局で報告書案を取りまとめ、各委員にメールで確認いただいた後、委員長にお預かりいただき、最終的に市長に提出するという進めたい。

また、議事録についても会議録（案）を作成した後、こちらも各委員にメールで確認いただくということで考えている。よろしくお願ひしたい。

○委員長：

以上で本日の第3回委員会を終了とする。